

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 和 銀 行
代 表 者 名 取締役 頭 取 吉 永 國 光
 (コド 番 号 8558 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取締役 総 合 企 画 部 長 加 辺 秀 雄
 TEL (027) 234 - 1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日に開催を予定している第 102 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 . 定款変更の目的
普通株式に加え優先株式の発行を可能にするため
- 2 . 定款変更の内容
別添、「定款新旧対照表」のとおり
- 3 . 変更予定日
平成 19 年 6 月 28 日 (第 102 期定時株主総会開催予定日)

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(____ を付した箇所が変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,000万株とする。 ただし、株式の消却があった場合には、これに相当する株式数を減じる。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>50,000</u>万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>49,500</u>万株 優先株式 <u>500</u>万株 ただし、株式の消却があった場合には、これに相当する株式数を減じる。</p>
<p>第7条～第12条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 <u>優先株式</u> (<u>優先配当金</u>) 第12条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行なうときは、<u>優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)</u>または<u>優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>または<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>優先株式1株につき年200円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)</u>を行なう。ただし、当該事業年度において第12条の3に定める<u>優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。</u> <u>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>優先中間配当金</u>) 第12条の3 当銀行は、第39条に定める<u>中間配当</u>を行なうときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(本定款において、かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)</u>を行なう。 (<u>残余財産の分配</u>) 第12条の4 当銀行は、<u>残余財産を分配するとき</u></p>

	<p>は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき5,000円の金銭を支払う。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行なわない。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第12条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合または分割および無償割当等)</p> <p>第12条の6 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行なわない。</p> <p>当銀行は、優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>当銀行は、優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。</p>
(新設)	<p>(取得請求権)</p> <p>第12条の7 優先株主は、以下の各号に従い、普通株式の交付と引換えに、優先株式の取得を請求することができる。</p> <p>1. 取得を請求することができる期間</p> <p>平成19年6月29日から平成29年6月29日までの間で、発行に際して取締役会で定める期間とする。</p> <p>2. 取得の条件</p> <p>優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、優先株式1株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。</p> <p>交付価額は、当初は当銀行の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とする。</p> <p>当該決議において交付価額の修正の方法(交付価額を一定の条件に従ってその時々普通株式の時価を基準として修正するものとするが、交付価額の下限を定めるものとする。)および調整の方法(時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合に交付価額を下記の算式を用いて調整するものとするが、その他の方法で交付価額の調整が必要となる場合には必要な調整ができるものとする。)を定めるものとし、これにより交付価額は、修正および調整される。</p> <p>調整後交付価額 =</p> $\text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数</p>

